



宮 崎 県 公 報

平成22年4月1日(木曜日)第2171号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	
○宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例 第2条第1号及び第2号に規定する法人を定め る規則…………… (行政経営課) 1		○歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 2
○宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する 規則…………… (会計課) 2		訓 令
告 示		○宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正す る訓令…………… (情報政策課) 3
○歳入の収納の事務の委託…………… (秘書広報課) 2		公 告
○障害者就業・生活支援センターの指定…………… (障害福祉課) 2		○第10次鳥獣保護事業計画の変更…………… (自然環境課) 3
		○土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
		公安委員会規則
		○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正す る規則…………… 3
		○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…………… 4

規 則

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則をここに公布する。

平成22年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第19号

宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例第2条第1号及び第2号に規定する法人を定める規則

(県の行政運営と密接に関連を有する法人)

第1条 宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例(平成22年宮崎県条例第25号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する県の行政運営と密接に関連を有するものとして知事等が別に定めるものは、次に掲げる法人とする。

- (1) 財団法人宮崎県私学振興会
- (2) 財団法人宮崎県立芸術劇場
- (3) 財団法人宮崎県国際交流協会
- (4) 財団法人宮崎県看護学術振興財団
- (5) 財団法人宮崎県生活衛生営業指導センター
- (6) 財団法人宮崎県腎臓バンク
- (7) 財団法人宮崎県健康づくり協会
- (8) 財団法人宮崎県環境整備公社
- (9) 社団法人宮崎県林業公社
- (10) 社団法人宮崎県林業労働機械化センター
- (11) 財団法人宮崎県産業支援財団
- (12) 財団法人宮崎県機械技術振興協会
- (13) 財団法人みやざき観光コンベンション協会
- (14) 社団法人宮崎県農業振興公社
- (15) 社団法人宮崎県肉用牛枝肉価格安定基金協会
- (16) 社団法人宮崎県家畜改良事業団
- (17) 社団法人宮崎県畜産公社
- (18) 財団法人宮崎県内水面振興センター
- (19) 財団法人宮崎県水産振興協会
- (20) 宮崎県土地開発公社
- (21) 財団法人宮崎県建設技術推進機構
- (22) 宮崎県道路公社

- (23) 宮崎県住宅供給公社
- (24) 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
- (25) 財団法人宮崎県暴力追放センター

(県の行政運営と密接に関連を有する法人に準じて取り扱う必要がある法人)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号に規定するその業務が県の事務又は事業と密接な関連を有する法人であつて前条に掲げる法人に準じて取り扱う必要があるものとして知事等が別に定めるものは、社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第20号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表第 1（第 3 条関係） [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(5) [略] (6)～(111) [略] (112)～(455) [略] (456)～(528) [略] [略]	別表第 1（第 3 条関係） [略] 2 使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第 9 号）に基づく使用料又は手数料のうち、次に掲げるもの (1)～(5) [略] (6) <u>国会議員関係政治団体の少額領収書等の写しの交付手数料</u> 料 (7)～(112) [略] (113) <u>汚染土壌処理業許可更新申請手数料</u> (114) <u>汚染土壌処理業の変更許可申請手数料</u> (115)～(458) [略] (459) <u>特定開発行為許可申請手数料</u> (460) <u>特定開発行為変更許可申請手数料</u> (461)～(533) [略] [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
県政刷新ポスター売 払代金の収納事務	社団法人宮崎県 物産貿易振興セ ンター	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで

宮崎県告示第 210号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第 123号）第 33条の規定により、同法第34条に規定する業務を行う者を次のとおり指定した。

平成22年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

名 称	住 所	事務所の 所在地	当該指定に 係る地域	指 定 年月日
社会福祉法人に ちなん会 (にちなん障害 者就業・生活支 援センター)	宮崎県日 南市大字 益安1025 番地 8	宮崎県日 南市中央 通 2 丁目 5 番地10	日南申間圏 域	平成22年 4月1日
社会福祉法人光 陽会 (たかなべ障害 者就業・生活支 援センター)	宮崎県西 都市大字 清水 793 番地	宮崎県児 湯郡高鍋 町大字北 高鍋1091 番地 1	西都児湯圏 域	平成22年 4月1日

宮崎県告示第 211号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成22年 4 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
----------	-------	---------

宮崎県延岡土木事務所の県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料

延岡宅地建物取引業協同組合

平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

訓 令

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年 4 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第9号

本 庁
各出先機関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程（平成19年訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課等 組織規則第2条第3号に規定する出先機関、組織規則第5条に規定する局（<u>危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。</u>）及び課並びに組織規則第6条第2項に規定する課をいう。</p> <p>(8) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 課等 組織規則第2条第3号に規定する出先機関、組織規則第5条に規定する局（<u>高速道対策局に限る。</u>）及び課並びに組織規則第6条第2項に規定する課をいう。</p> <p>(8) [略]</p>

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第10次鳥獣保護事業計画を変更した。

なお、当該事業計画書は、宮崎県環境森林部自然環境課、宮崎県西臼杵支庁林務課及び各農林振興局林務課に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 4 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）から平成21年12月24日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成22年 4 月 1 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4 月 1 日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

宮崎県公安委員会規則第5号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の管轄に属する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) めいてい者、<u>家出人</u>、迷い子その他応急の救護を要する者</p>	<p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) めいてい者、<u>行方不明者</u>、迷い子その他応急の救護を要す</p>

の保護に関すること。 (7)～(15) [略] 2～8 [略] (捜査第一課) 第15条 [略] 2 [略] 3 刑事企画指導室においては、刑事警察運営の企画、刑事関係法令等の研究、渉外及び共助、犯罪統計、公判対応、刑事指導、 <u>刑事研修並びに性犯罪捜査</u> に関する事務をつかさどる。 4・5 [略]	る者の保護に関すること。 (7)～(15) [略] 2～8 [略] (捜査第一課) 第15条 [略] 2 [略] 3 刑事企画指導室においては、刑事警察運営の企画、刑事関係法令等の研究、渉外及び共助、犯罪統計、公判対応、刑事指導 <u>並びに刑事研修</u> に関する事務をつかさどる。 4・5 [略]
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年4月1日

宮崎県公安委員会委員長 野 中 玄 雄

宮崎県公安委員会規則第6号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(署長の駐車許可) 第7条 [略] 2 法第49条の2第5項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 (1)～(5) [略] 3～7 [略] 別表第1（第2条関係）					(署長の駐車許可) 第7条 [略] 2 法第49条の5の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。 (1)～(5) [略] 3～7 [略] 別表第1（第2条関係）				
番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数	番号	申請、届出又は交付	経由機関	申請又は届出等の様式	部数
[略]					[略]				
3	[略]				3	[略]			
					<u>3の2</u>	<u>高齢運転者等標章の申請</u>	〃	<u>〃第1の3の2</u>	<u>2通</u>
					<u>3の3</u>	<u>高齢運転者等標章記載事項の変更届</u>	〃	<u>〃第1の3の4</u>	<u>2通</u>
					<u>3の4</u>	<u>高齢運転者等標章の再交付申請</u>	〃	<u>〃第1の3の5</u>	<u>2通</u>
					<u>3の5</u>	<u>高齢運転者等標章の返納</u>	〃		
[略]					[略]				
備考 [略]					備考 [略]				

附 則

この規則は、平成22年4月19日から施行する。